

セーフティネットとしての計画停電のあり方

計画停電は「不実施が原則」の状態だが、今後、万が一実施する場合に備え、以下の運用改善を図る。

1. 計画停電の運用改善策

(1) 停電回数・時間の減少

- 1日複数回の停電を避ける。(1グループ、1日2回以上の停電は行わないようにする。)
- 1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する。

(注)一定期間同じ時間帯に停電する「時間固定停電制」を希望する意見もあったが、連日同じ時間帯に停電することの不便さを指摘する意見も多かったため、現行の「日替り停電制」(停電時間帯が毎日順番に変わる)は継続する。

(2) 医療機関等に係る特例

- 夏の高温下における停電の影響を緩和するため、医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。
- その他、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

2. 計画停電を実施する際の手順

電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合、東京電力・東北電力が日々の電力需給状況及び予想電力需要を発表することに加え、

- ①政府が、事前(遅くとも前日)に「需給逼迫警報(仮称)」として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。
- ②上記に関わらず需給状況が改善されない場合、政府が、当日改めて「需給逼迫警報(仮称)」を発出するとともに、実施の2時間程度前までに東京電力・東北電力から計画停電の実施をアナウンスする。

(注1)万が一計画停電を実施する場合に備え、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、人工呼吸器等の利用者等への小型発電機の貸出し、熱中症対

策の周知徹底等の対応を日常から進めておく。

(注2) 計画停電に伴う電気料金割引制度(例. 500kW未満の需要家の場合、1日に1時間以上の停電に対し、1日ごとに基本料金の4%を割引)を継続する。

3. その他

(1) 被災地の扱い

被災地については、引き続き、原則として計画停電の対象とはしない。

(2) 東京23区の扱い

東京23区については、鉄道、信号機、医療機関、高層住宅・ビル等が高密度に存在し、昼間人口も多く^(注1)、また国の基幹的な機能が集積していることから停電対象としない。ただし、その代替手段として、23区内の需要家に対して需給調整契約の締結等を促し、需給逼迫時に計画停電を回避できるように一層の需要削減を求める。^(注2)。

(注1) 東京23区は多摩地域に比べて、信号機の密度は約4倍、救命救急センター等の密度は約7倍、6階建て以上の建物の密度は約10倍、昼間人口は約3倍。

(注2) 東京23区は多摩地域に比べて、需給調整契約を締結している者の数が約3倍(面積の違いを考慮すると約8倍)。

(3) 大規模需要家の扱い

専用線、専用線類似の特高需要家は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施する。

(4) その他

平成23年3月の停電時には、鉄道用の変電所等に通電した結果、隣接地域にも通電されたケースがあったが、これらの地域については、技術的に対応可能な範囲で原則として停電対象となる。

(注) 東京電力と東北電力とでは、技術的な理由等によって、一部運用が異なる場合がある。

(以上)